

第 1 回東京都犯罪被害者等支援施策検討委員会における論点の整理

1 第 4 期東京都犯罪被害者等支援計画の位置付け

○第 3 期支援計画

- ・ 犯罪被害者等基本法で示されている支援の基本理念に基づいて定めた 3 つの基本的考え方の下に支援を実施

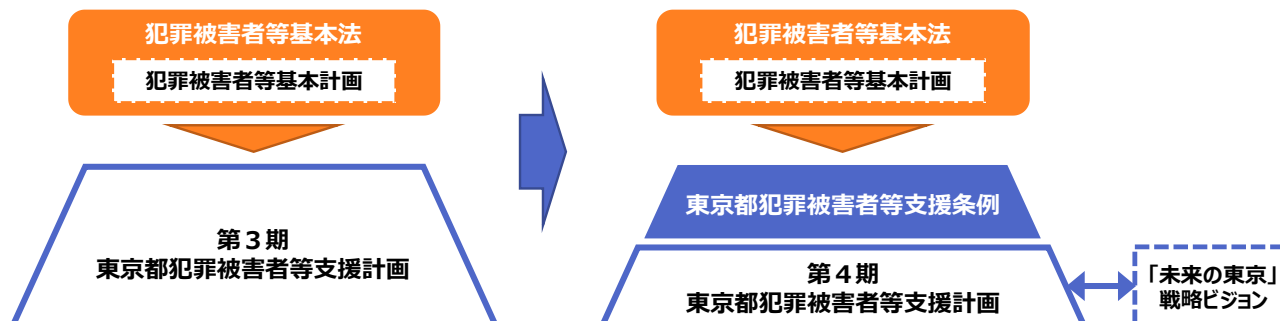
(都における支援の基本的考え方)

- ①すべての犯罪被害者等は、個人としての人権が尊重され、それにふさわしい処遇を保障されること
- ②被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じた適切な施策を行うこと
- ③被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けられるよう施策を行うこと

第 4 期支援計画における位置付け (案)

- ・ 計画の性格 東京都犯罪被害者等支援条例第 8 条に基づく犯罪被害者等支援に関する総合的かつ計画的な推進を図るための計画として、これまでの 3 期にわたる支援計画に基づく犯罪被害者等支援の進展状況や国の第 4 次基本計画策定等の動向を踏まえて策定
- ・ 計画の期間 令和 3 年度～令和 7 年度 (5 年) ※必要に応じて見直し

【基本法等との関係性イメージ】



【東京都犯罪被害者等支援条例】

◇目的

- ・ 犯罪被害者等が受けた被害の回復、軽減、犯罪被害者等の生活の再建を図る
- ・ 犯罪被害者等を社会全体で支え、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与する

◇基本理念

- ・ 被害者等の尊厳にふさわしい処遇の保障
- ・ 被害者等の置かれている状況に応じた適切な支援の実施、二次的被害への十分な配慮
- ・ 被害者等が安心して暮らすことができるよう、途切れることのない支援の提供
- ・ 国、都、区市町村、民間支援団体等の相互の連携・協力

【東京都における犯罪被害者等支援事業の位置付け】

◇「未来の東京」戦略ビジョン 【インクルーシブシティ東京プロジェクト】

～多様な人が共に支え合う「インクルーシブシティ東京」の実現～

- 東京で働き、暮らす誰もが、共に交流し、支え合う共生社会「インクルーシブシティ東京」を実現するため、様々なシーンで多様な人が共に支え合う環境づくりを推進するとともに、一人ひとりがお互いを認め合い、尊重し合う社会を実現

2 基本方針・取組の方向について

○第3期支援計画

- ・犯罪被害者等の人権を尊重し、状況に応じた支援を途切れることなく行うためには、多様な主体のそれぞれが支援の意義を認識し可能な支援を的確に行うとともに、これらの主体間での連携・協力の強化が必要との認識から、第3期支援計画の取組の方向性として「社会全体で支える支援の実現に向けて」を位置付け

第4期支援計画における方向性（案）

- ・新たに施行した支援条例の目的、基本理念等、都における犯罪被害者等支援の現状や課題を踏まえ、第4期支援計画として相応しい新たなビジョンを設定
- ※参考：資料6（他県計画）

【「東京都犯罪被害者等の支援に関する有識者懇談会」においてご意見いただいた主な課題等】

- 総合支援体制の整備（具体的スキームなど）
- 区市町村との連携強化、生活支援の充実
- 性犯罪等被害者支援の取組、医療機関との連携
- 人材の育成・確保の取組
- 子供に対する支援、学校との連携
- 他県の人々が都内で被害にあった場合の具体的な支援方法
- 外国人の被害者への対応

など

3 施策の体系について

○第3期支援計画

- ・3つの柱に沿って、重点的取組をはじめとした各種取組を推進

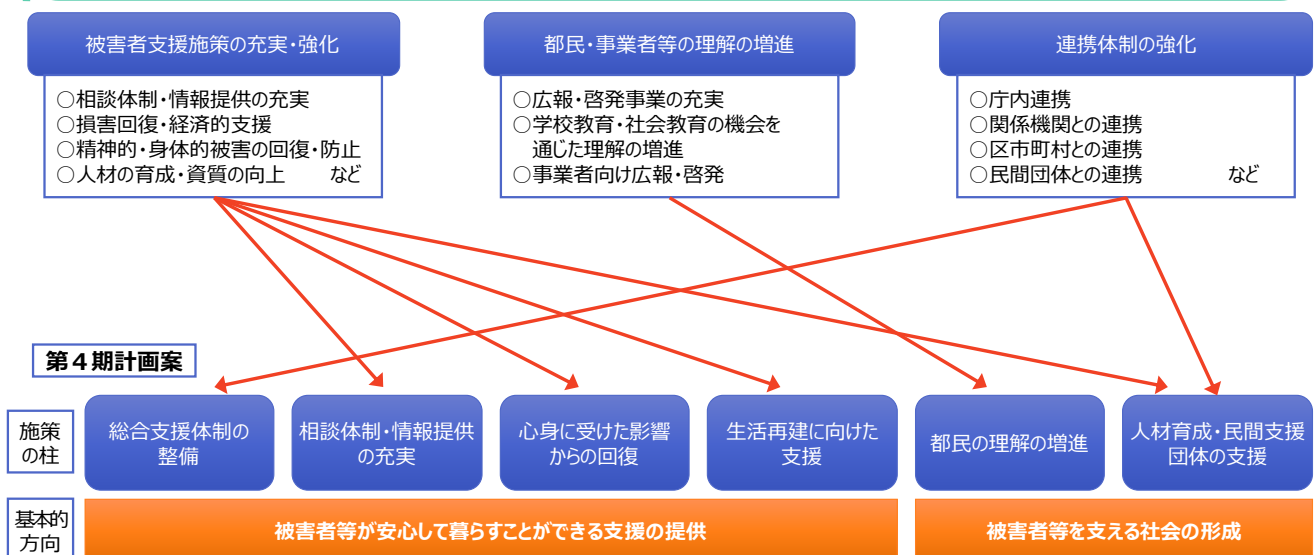
第4期支援計画における方向性（案）

- ・これまでの取組の状況、取り巻く環境、条例の内容などを踏まえ、2つの「基本的方向」と6つの「施策の柱」に沿った体系に再編し、6つの施策の柱ごとに「現状と課題」と「具体的施策」を整理 【資料7】

※参考：資料6（他県計画）

第3期計画

【取組の方向性】社会全体で支える支援の実現に向けて



4 具体的な施策について

○第3期支援計画

- ・対象を犯罪被害者等に特化していない関連事業も含めて網羅的に掲載

第4期支援計画における方向性（案）

- ・今後、計画の進行管理を行うことや関係機関の連携強化を図ることを念頭に、庁内各局との調整により、掲載する内容を精査・工夫

5 推進体制・進行管理について

○第3期支援計画

- ・庁内の「犯罪被害者等支援推進会議」等による進行管理

第4期支援計画における方向性（案）

- ・第4期支援計画の進捗状況等について、本委員会に報告
- ・報告後、庁内・区市町村等にフィードバックするとともに、都民に公表

【進行管理のイメージ】

